

お願い
 長建国保加入事業所が法人化される場合や、従業員が5名以上となる場合は該当日から5日以内に適用除外申請をしなければ長建国保を継続する事ができません。該当事業所は事前に組合にご相談下さい。

お願い



発行
 長野建設産業労働組合
 長建産業事業協同組合
 長野市鶴賀字河原298-1
 TEL 026(226)3037
 (発行責任者 中山 英治)

http://www.kenrou.net/
 E-mail:chou-ken@mx2.avis.ne.jp

10月・11月 秋の拡大月間突入 年末までに50名純増目指す



拡大月間中の拡大目標を掲げ、純増を勝ち取る団結ガンバロー

秋の拡大月間が始まり、組合では10月1日、午後6時30分より組合会館3階に執行部、支部長、青年部、仲間づくり推進委員が集まり、組織拡大出陣式が行われ、参加者、ことに拡大月間中の目標や決意の発表と目標達成に向けた取り組み方法を確認しました。

事業所訪問を中心に行動

いよいよ来年4月から社会保険に未加入の事業所は公共工事の現場に立ち入りができなくなります。健保適用除外申請を行って組合の長建国保に加入している事業所は全く問題ありませんが、誤った認識のまま協会けんぽへ移行してしまうことのないよう組織部会では10月3日〜4日にかけて法人事業所を中心に事業所訪問を行いました。

組合員の事業所ではほとんどが理解している様子でした。また、組織外事業所には協力業者の中に、健康保険や労災保険に加入していない方がいればぜひ組合を紹介してほしいと伝えるところ「何人か仲間を集めてみるので説明会を開催していただきたい」と前向きな返答をいただいた事業所もありました。しかし、技能労働者の賃金確保という面で大変苦慮している事業所も多くあり、「元請に提出する見積りに法定福利費を計上しても頭打ちで金額を決められてしまう」という声もあり、組合としての賃金対策を組合員へどう浸透させ繋げていくかは今後の課題となりそうです。



現場では直接未加入者に声がけを行った。



社保未加入者対策に理解を求め組織部員。

拡大の秋へ出陣！あなたも積極的にこの月間中に必ず声掛けをお願いします。

今年もやります!!

組合の記帳教室 参加者募集

組合では、組合員さんに向け、毎年必要経費の種類、帳簿のつけ方、建設業特有の決算の組み方などを「組合独自の記帳簿」を使いながら分かりやすい学習会を開催しています。

白色申告者にも記帳義務と帳簿書類等の記録保存義務が課せられていますので、特に独立して初めて確定申告が必要な方や、基礎から税金について学習したい方を中心に確定申告に向けた実務講習を行っていますので、ぜひこの機会にご参加下さい。各講習の日程は下記の通りです。

記帳教室

開催日程

- 第1回 平成28年11月 9日(水)
- 第2回 平成28年11月15日(火)
- 第3回 平成28年11月24日(木)

場所・時間

各日とも組合会館にて、午後1時30分から午後4時までを予定しています。

必要なもの

テキスト代2,000円(初回)、電卓、筆記用具
 ※参加希望者は、11月2日(水)までに組合へご連絡下さい。

申告事前講習会&税金講習会

日時：平成29年2月下旬

午後2時00分～午後5時(予定)

※テキスト代1,000円(記帳教室参加者は無料)

確定申告相談会

日時：平成29年2月上旬～中旬の2日間(予定)

※原則として記帳教室、または申告事前講習会参加者が対象となります。

☆上記2つの講習についての詳しい日程等は、来月以降の『長建だより』『請求書同封チラシ』にてご案内します。

平成28年度 職業訓練指導員免許講習

《48時間講習》

- 【日 時】 平成28年12/7.8.9.12.13.14
 の計6日間
 (講習時間はおおむね8:30～17:30)
- 【会 場】 松本市寿北7-16-1
 長野県松本技術専門校内
 ふれあい技能センター
- 【申込先】 長野市大字南長野南県町688-2
 長野県職業能力開発協会
 Tel 026-234-9050 総務・訓練振興課
 申込書類は上記へ請求していただくか、
<http://www.navada.or.jp>
 から申込書をダウンロードできます。
- 【締切日】 11月11日(金)
 ※申込の際に必要な提出書類があります。

- 【受講料】 一人 13,000円(指定口座へ振込)
- 【特 典】 職業訓練指導員免許を取得すると…
 ◇職業能力開発促進法に基づく技能検定試験受験の際
 関連職種の学科試験が免除されます。
 ◇県知事に認定された認定職業能力開発校の指導員
 (会員)になれます。など
- 【受講資格】
 ①技能検定試験の1級又は単一等級に合格した者。
 ②普通過程の普通職業訓練修了者で技能照査に合格し
 その後6年以上の実務経験を有するもの。など
 他にもありますので詳しくは申込先へご確認下さい。
- 【お問合せ】
 詳細・不明点等は、左記申込先へご確認下さい。

労災事故が多発しています。仕事は細心の注意をはらって安全作業を!

